



令和6年1月30日

南相馬市議会議長 平田 武 様

会派名 尚友会
代表者氏名 太田 淳一

調査研究報告書

- 1 期間 令和6年1月24日（水）～令和6年1月25日（木）
- 2 参加者 ①太田 淳一 ②平田 武
③大岩 常男 ④
⑤ ⑥
- 3 旅行先及び調査研究内容 別紙のとおり

別紙

調査研究内容

月日	令和6年1月24日（水）～令和6年1月25日（木）
旅行先	東京都 衆議院第一議員会館
調査研究事項	国際バカロレアについて外
〔内容〕	
○24日（14：15～15：15）衆議院第一議員会館1218会議室	
国際バカロレアについて	
対応者：文部科学省大臣官房国際課長	北山 浩士
大臣官房国際課教育改革調整官	櫻井 康仁
大臣官房国際課外国人教育推進係長	栗田 彩可
<p>国際バカロレア（IB）とは、国際バカロレア機構（本部：ジュネーブ）が1968年から提供している国際的な教育プログラムで、批判的思考や幅広い知識の探求スキル等を育成する特色的なカリキュラム、双方向・協働型授業により、グローバル化に対応した資質・能力を育成することが期待されている。特に、高校レベルのディプロマ・プログラム（DP）では、国際的に通用する大学入学資格（IB資格）が取得可能であり、世界の大学入学者選抜で多く活用されている。国内では、2022年度調査で全学部実施は40大学、一部学部実施は37大学ある。</p> <p>国では、IB認定校等を2022年度までに200校以上にする目標を各種政策文書で掲げ、国内普及を行った結果、2023年3月時点で207校が認定校等となり目標を達成した。</p> <p>今年度からは、IB校で育った子どもがどうなったのか事例を集め、その教育効果について検証している。</p>	
○24日（15：35～16：35）衆議院第一議員会館1218会議室	
技能実習制度及び特定技能制度の見直しについて	
対応者：出入国管理庁参事官	伊藤 純史
<p>技能実習制度について、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度で、平成5年に制度が創設された。技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、令和5年6月末現在で全国に約36万人在留している。以前は、中国、フィリピン、ブラジル人が多くを占めていたが、現在は、ベトナム、インドネシ</p>	

ア、ミャンマー、ネパール人が増加している。

特定技能制度について、これまでは開発途上国の人材育成等、国際貢献の一環として人材を受け入れ技能を移転してきたが、深刻化する人材不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組みを行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野（12分野）に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、平成31年4月から、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設した。特定技能1号は、特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格で、在留者数は令和5年10月末現在194,667人、特定技能2号は、特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格で、在留者数は令和5年10月末現在29人である。

技能実習制度及び特定技能制度の見直しについては、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の報告を受け、令和6年1月～2月に政府で議論し、法改正となる。見直しに当たっては、国際的にも理解が得られ、我が国が外国人材に選ばれる国になるよう、外国人の人権保護、外国人のキャリアアップ、安全安心・共生社会の視点到重点を置いている。法改正については、今通常国会で出来ればと考えているが、制度改正に伴う混乱が生じないように、施行日を2～3年後としており、移行期間も含め4～5年と考えている。

○25日（9：20～10：30）衆議院第一議員会館1218会議室

福島国際研究教育機構の取組状況について

対応者：復興庁福島国際研究教育機構室参事官 中原 健一

原子力災害・復興班参事官 西村 学

地方創生・万博班主査 小野寺 聖

福島国際研究教育機構は、福島をはじめ東北の復興を実現するため夢や希望となるものとするとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指すものである。令和4年8月26日に策定した新産業創出等研究開発基本計画に基づき取り組む5つのテーマとして、①ロボット②農林水産業③エネルギー④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信がある。これまで、ロボット分野では、東京工業大学、福島大学のP I（Principal Investigator＝研究代表者）が研究を始めており、将来的に50P I程度を目指している。また、施設統合として、令和5年4月1日に、量子科学技術研究開発機構（Q S T）放射線医学研究所福島再生

支援研究部福島研究分室及びいわき出張所を統合し、令和7年4月1日には、日本原子力開発機構（JAEA）廃炉環境国際共同センター（CLADS）及び国立環境研究所（NIES）福島地域協働研究拠点が統合予定である。

新たに、F-REIのマークが今年1月12日に公募により選定した。

○25日（10：35～11：30）衆議院第一議員会館1218会議室

福島の復興・再生に向けた取組状況について

対応者：復興庁原子力災害復興班参事官 守山 宏道

参事官 鹿嶋 弘律

参事官 道菅 稔

参事官（調査・調整班） 石崎 憲寛

原子力災害復興班参事官 西村 学

原子力災害被災地域における生活環境整備について、医療・介護・教育など、避難指示解除区域に帰還し、あるいは帰還しようとする住民が安心して生活を再開するための環境整備は着実に進展している。

特定復興再生拠点区域について、避難指示解除準備区域及び居住制限区域については除染やインフラ整備等を行い、令和2年3月までに避難指示を解除。平成29年に福島復興再生特別措置法を改正し、帰還困難区域内に、避難指示を解除し居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」（拠点区域）を設定できる制度を創設。制度に基づき、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村の計画を認定。令和5年11月までに、6町村の拠点区域の避難指示がすべて解除された。

特定復興再生拠点区域外への帰還促進について、帰還困難区域のうち、拠点区域外では、帰還を望む住民の避難生活が余儀なくされている状況で、住民から「拠点区域外にある自宅に帰りたい」「元居た場所で生活を再開したい」という声と共に、地元自治体から避難指示解除の方針を早急に示してほしいとの強い要望があることから、令和5年6月に福島特措法を改正し、2020年代をかけて拠点区域外に帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す「特定帰還居住区域」制度を創設。令和5年9月に、大熊町及び双葉町の一部に係る「特定帰還居住区域復興再生計画」を認定。また、令和6年1月に浪江町の計画を認定した。

第2期復興・創生期間以降における取組について、原子力災害被災地域においては、引き続き国が前面に立ち、中長期的な対応が必要と考えており、現在検討中である。

尚、詳細については提供された資料を参照いただきたい。